コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の誤りやすい事例

フランチャイズ加盟店等の納税義務者

たばこ税の手持品課税の納税義務者は、所持本数等の要件を満たす製造たばこの販売業者又は製造者であり、製造たばこの販売業者には、たばこ事業法の規定に基づき財務大臣の許可又は登録を受けた、小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者が該当します。

コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の方で、フランチャイザーである親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合には、親業者（本部）が納税義務者となります。

また、フランチャイジーである加盟業者が、自ら小売販売業の許可を受けている場合には、その加盟業者が納税義務者となります。

親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合

親業者（本部）

（フランチャイザー）

A店　B店　C店　D店

加盟業者X

（フランチャイジー）

E店　F店

納税義務者（申告者）＝親業者（本部）

親業者（本部）

（フランチャイザー）

A店　B店　C店　D店

加盟業者X

（フランチャイジー）

E店　F店

加盟業者が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合

加盟業者Y

（フランチャイジー）

G店

納税義務者（申告者）＝加盟業者Y

（フランチャイジー）

G店

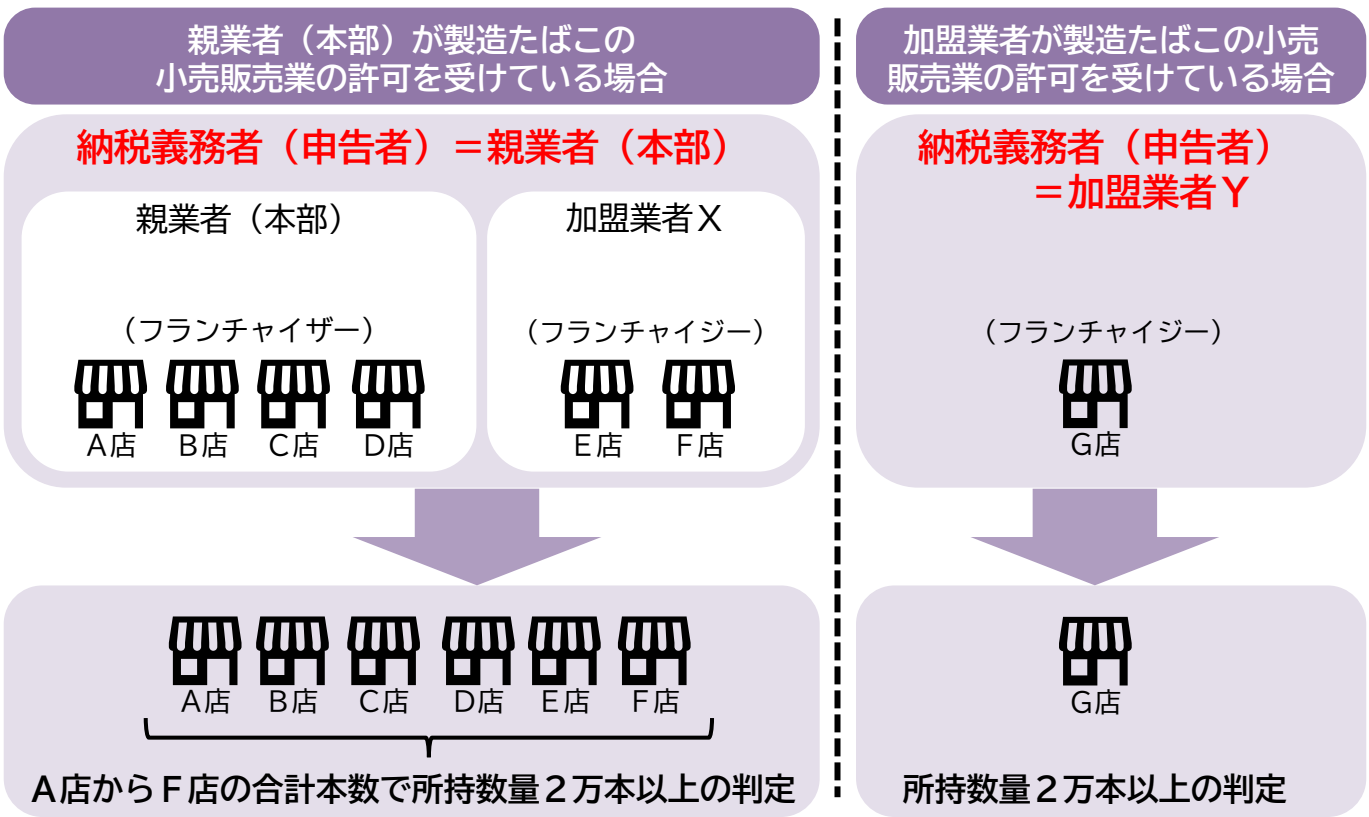
コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の誤りやすい事例

フランチャイズ加盟店等の所持数量の判定について

たばこ税の手持品課税は、令和９年４月１日午前０時現在において、合計２万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合に、その所持する製造たばこに課税されるものです。
この２万本以上であるかどうかの判定については、店舗ごとに行うのではなく、小売販売業の許可を受けている製造たばこの販売業者ごとに行うこととなります。

したがって、フランチャイザーである親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合には、フランチャイザーである親業者（本部）とフランチャイジーである各加盟業者の店舗が所持する販売用の製造たばこの合計本数によって所持数量２万本以上の判定を行います。

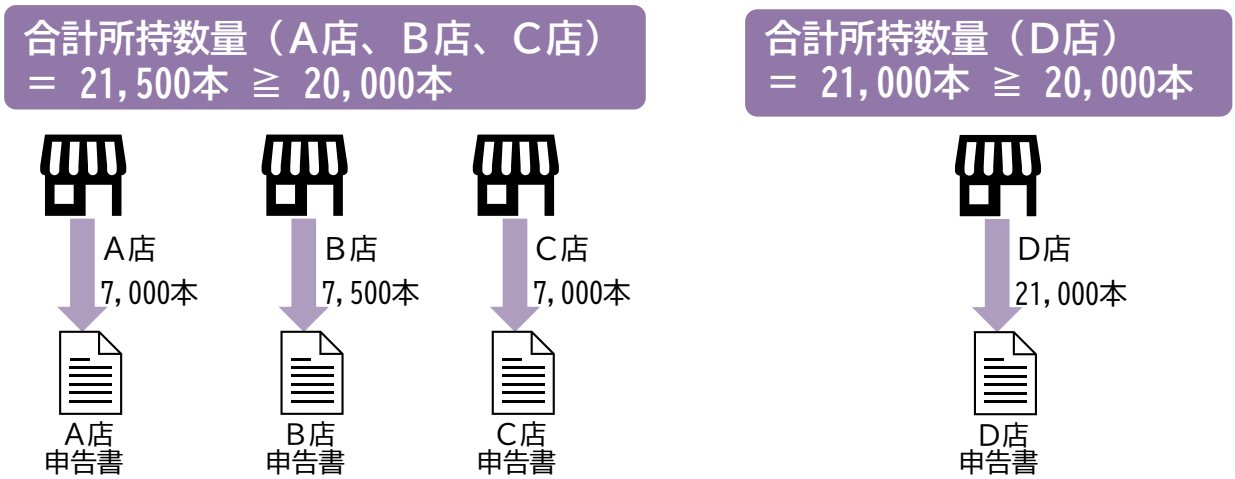
また、フランチャイジーである加盟業者が、自ら小売販売業の許可を受けている場合には、フランチャイジーである加盟業者が、販売のために所持する製造たばこの合計本数によって所持数量２万本以上の判定を行います。



コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の誤りやすい事例

フランチャイズ加盟店等の申告書の提出について

製造たばこの小売販売業を行おうとする者は、たばこ事業法第22条第１項に規定する営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないこととされています。
したがって、小売販売業者は、この許可を受けた営業所ごとに、たばこ税の手持品課税納税申告書を提出する必要があり、申告書の提出先については、この許可を受けた営業所の所在地を所轄する税務署長となります。



なお、複数の営業所又は貯蔵場所を同一税務署管内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、申告書の「営業所及び貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄に代表店舗名を記載し、営業所又は貯蔵場所ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。